

医科点数表第 2 章第10部手術の通則の 5 及び 6 に掲げる手術

期間：2024年1月～12月

件数

区分 1 に分類される手術	
頭蓋内腫瘍摘出術等	0
黄斑下手術等	0
鼓室形成手術等	0
肺悪性腫瘍手術等	0
経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0

区分 2 に分類される手術	
靱帯断裂形成手術等	0
水頭症手術等	0
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
尿道形成手術等	0
角膜移植術	0
肝切除術等	0
子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分 3 に分類される手術	
上顎骨形成術等	0
上顎骨悪性腫瘍手術等	0
バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
母指化手術等	0
内反足手術等	0
食道切除再建術等	0
同種死体腎移植術等	0

区分 4 に分類される手術	5
---------------	---

その他の区分	
人工関節置換術及び人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	0
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。） 及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0